

平成28年  
1月より

特定公社債等（個人向け国債を含む）<sup>(注)</sup>が  
特定口座へ受け入れ可能になりました。

(注) 特定公社債等とは個人向け国債を含む国債、地方債などの特定公社債や公募公社債投資信託等のことです。

平成28年1月からの

# 特定口座のご案内

確定申告に便利な特定口座をご利用ください。

**「源泉徴収あり」の口座をご選択いただくと、確定申告が原則不要になります。**

また、「源泉徴収なし」の口座をご選択いただいた場合もご換金取引に係る確定申告が簡単になります。



本パンフレットは特定公社債等が特定口座へ受け入れ可能となる平成28年1月以後の内容に基づいて作成しています。  
(平成27年12月までは特定公社債等は特定口座へ受け入れができませんのでご留意ください。)

商 号 等：銚子信用金庫  
登録金融機関：関東財務局長（登金）第209号

**銚子信用金庫**

# 特定口座の仕組みと概要

特定口座とは…

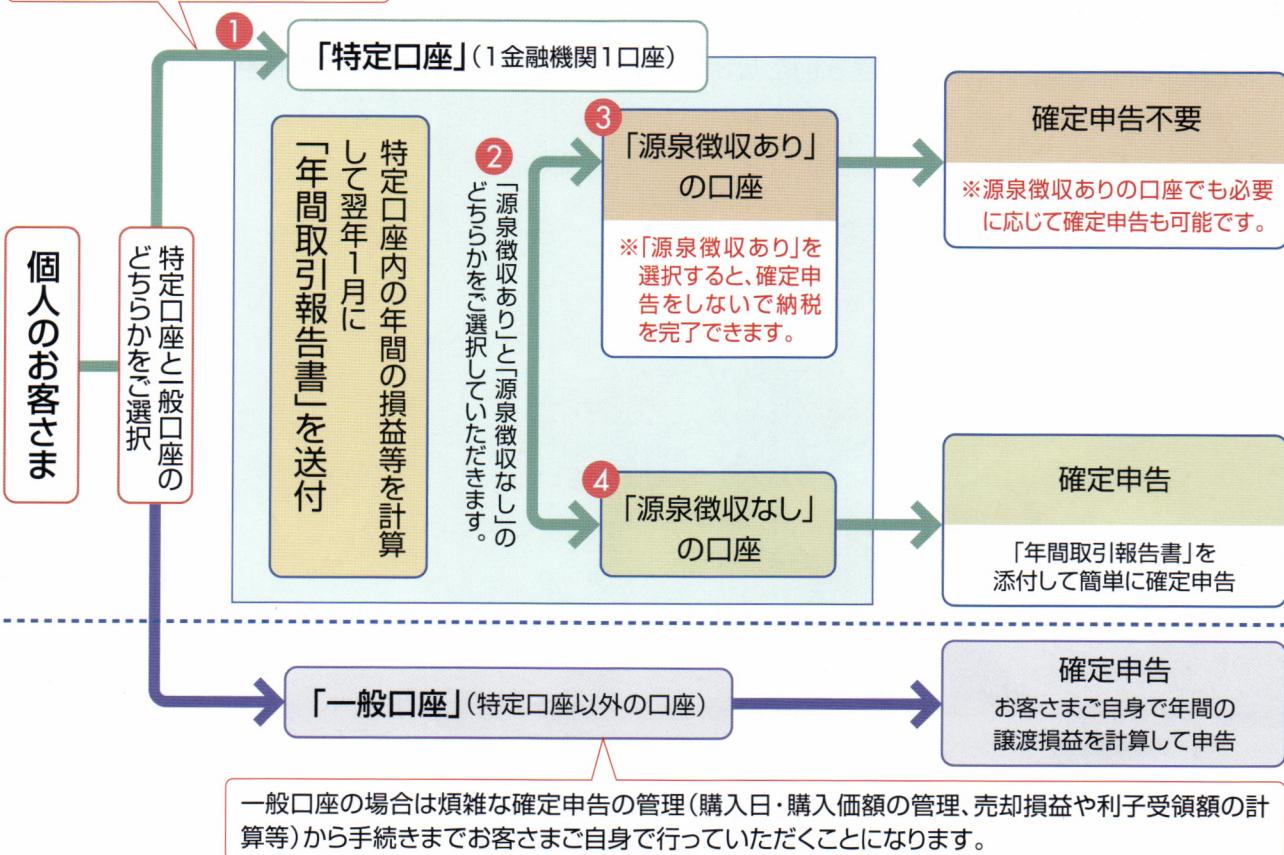
個人のお客さまが個人向け国債などの特定公社債(注)を換金され利益が出た場合は、原則、確定申告が必要ですが、特定口座は当金庫がお客さまに代わって損益等の計算をし、納税の代行などを行う税制上の制度です。「特定口座」をご利用いただくことで、確定申告が原則不要、または手続きが簡単になります。

(注)特定公社債とは国債(個人向け国債を含む)、地方債など一定の公社債のことです。

## 特定口座の仕組み

「特定口座」を利用されますと、当金庫が特定口座での所得金額等を計算した「年間取引報告書」を作成しますので、お客さまご自身での煩雑な計算作業等をすることなく簡易に確定申告を行うことができます。  
また、「源泉徴収あり」の口座を選んでいただきますと、確定申告が原則不要となります。

「特定口座」を開設していただきます。



① 「特定口座」を開設していただきます。

② 「源泉徴収あり」の口座と「源泉徴収なし」の口座のどちらかをご選択していただきます。

※源泉徴収「あり・なし」の変更は、その年最初のご換金取引等(換金・償還)を行った日または利子の支払が確定した日まで可能です。その翌日以降、年内の変更はできません。

③ 「源泉徴収あり」の口座の場合は確定申告が原則不要となります。

※なお、「源泉徴収あり」の口座をご選択されても、他の金融機関の特定口座や一般口座で生じた譲渡損益等との損益通算、損失の繰越控除を行う場合など必要に応じて確定申告を行うこともできます。

④ 「源泉徴収なし」の口座の場合は原則として確定申告が必要となります。

※当金庫の特定口座で計算されるのは、当金庫の特定口座に預け入れられた特定公社債の換金取引等による譲渡損益です。なお、「源泉徴収あり」の口座では特定公社債の利子も計算され、換金等により譲渡損失が生じた場合には自動的に損益通算されます。

## 特定口座のメリット

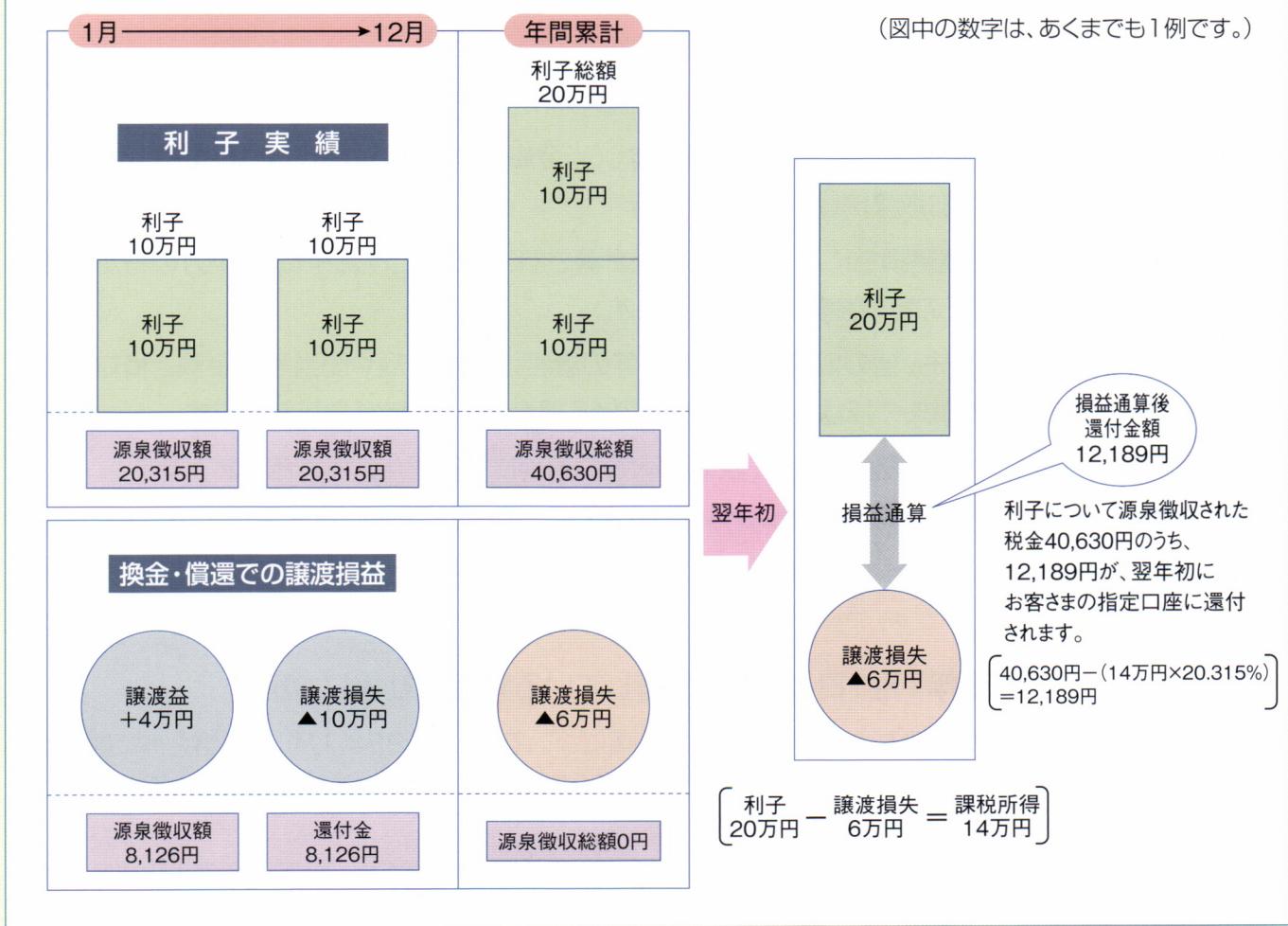
### メリット1

「源泉徴収あり」の口座では、確定申告が原則不要となります。

- a 「源泉徴収ありの口座」での換金取引等および利子に対して、**源泉徴収または損益通算による還付を自動的に行います。**

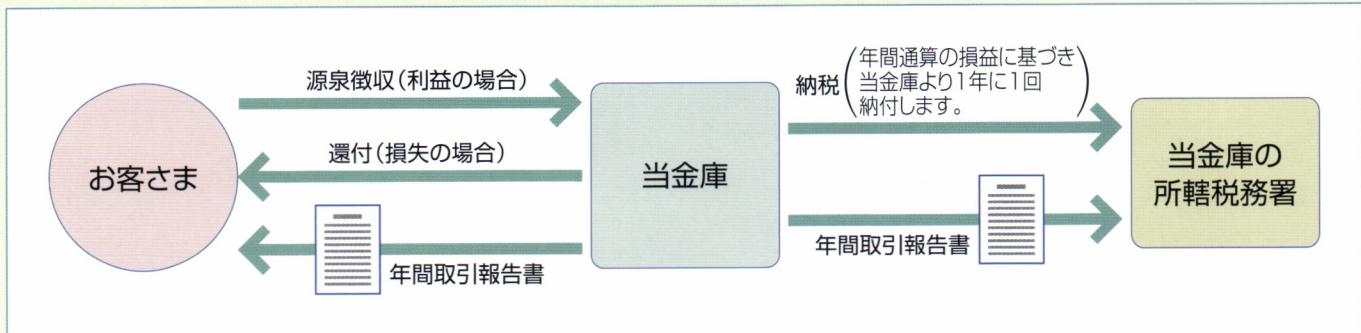
「源泉徴収あり」の口座では、特定公社債の利子も計算され、年間累計で譲渡損がある場合、年末に譲渡損失と利子の損益通算を行い、翌年1月に利子から源泉徴収された税額が過大になる分について税還付が受けられます。

「源泉徴収あり」の特定口座における源泉徴収および損益通算のしくみ(イメージ図)



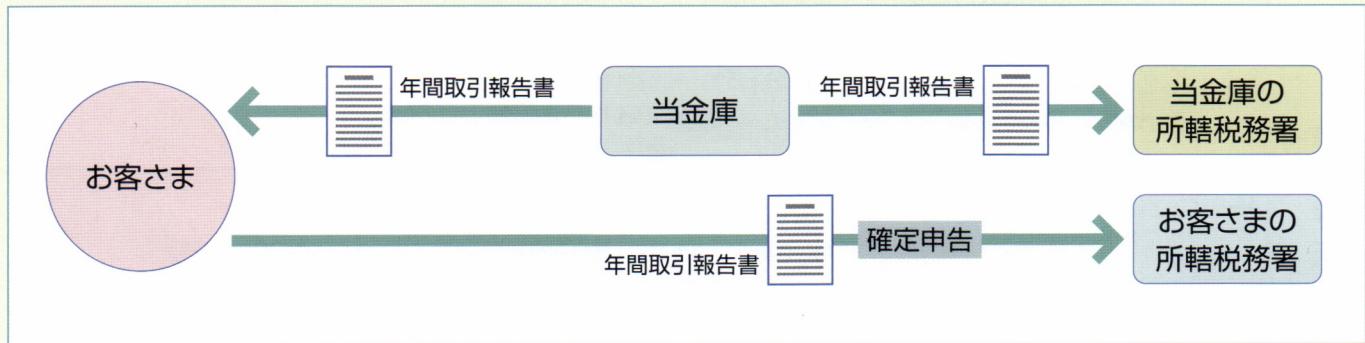
- b 「源泉徴収あり」の口座では、税金を**当金庫**がお客さまに代わって自動的に納付します。

※当金庫は、「年間取引報告書」を作成し、翌年1月末まで(その年の途中で特定口座を廃止した場合は、その翌月末まで)にお客さまのお届けの住所にご郵送いたします。



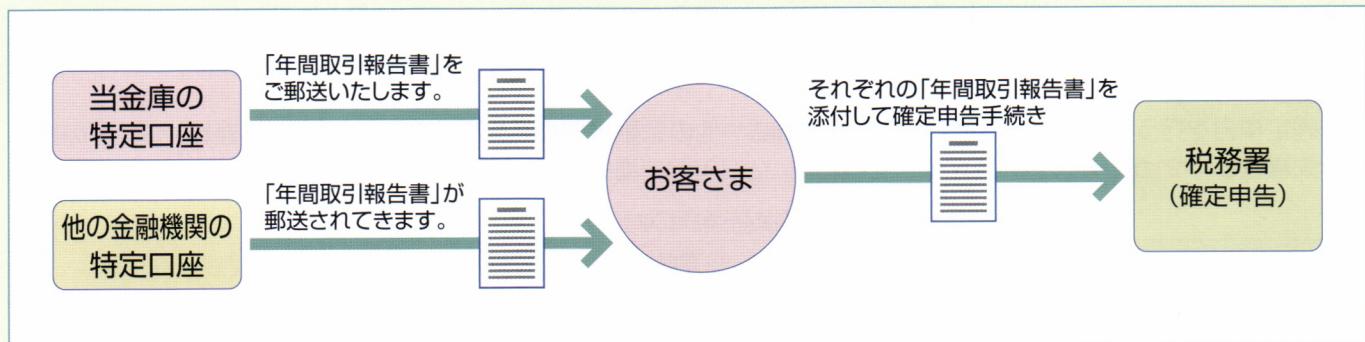
## メリット2

「源泉徴収なし」の口座では、「年間取引報告書」を作成し、翌年1月末まで(その年の途中で特定口座を廃止した場合は、その翌月末まで)にお客さまのお届けの住所にご郵送いたします。※確定申告をされるお客さまは、これを添付することにより確定申告の手続きを行うこととなります。



## メリット3

他の金融機関の特定口座や一般口座で生じた譲渡損益等との損益通算、損失の繰越控除をされる場合に確定申告が容易になります。



## 「特定口座」のお申込み手続き

「特定口座」をお申し込みいただく際には、次の書類等をご用意ください。

### ■債券取引口座のお届出印

### ■平成28年1月以後は、

個人番号カード(あるいは個人番号通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し)をご用意ください。

※平成27年12月までは個人番号通知カードで結構です。なお、個人番号通知カードは、当金庫の個人番号カードに係る事務取扱方法が定まった後に、後日ご用意いただくことがあります。(詳しくは窓口へお問合せください。)

### ■本人確認書類(個人番号通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写しの場合、顔写真が入っていない本人確認書類では2種類以上の本人確認書類をご用意ください。)

●運転免許証

●各種健康保険証

●住民票の写し 等

※運転免許証など有効期限の定めのあるものは有効期限内のものを、住民票の写しなど有効期限の定めのないものについては6ヶ月以内に作成されたものをご提出願います。

### ■特定口座開設届出書(当金庫にご用意しています。)

兼 特定口座源泉徴収選択届出書 兼 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書

## 税制等のポイント(以下の税制等は、国内に居住されている個人の方向けのものです。)

税率等について(今後税制改正等に伴い内容が変更となる場合がございます。) (平成28年1月現在)

特定公社債等・公募株式投資信託の譲渡所得および利子・配当所得に対して下記の税率等が適用されています。

特定口座・一般口座	特定公社債等、公募株式投資信託の譲渡益にかかる税率	<b>20.315%</b> (所得税15.315%、住民税5%) 申告分離課税
	個人向け国債を含む国債や地方債など特定公社債の利子にかかる税率	<b>20.315%</b> (所得税15.315%、住民税5%) 申告分離課税(確定申告不要制度の対象のため、損益通算等をしないのであれば確定申告不要)
	公募株式投資信託の普通分配金にかかる税率	<b>20.315%</b> (所得税15.315%、住民税5%) 申告分離課税(確定申告不要制度の対象のため、または総合課税の選択(損益通算等をしないのであれば確定申告不要))
	公募公社債投資信託の分配金にかかる税率	<b>20.315%</b> (所得税15.315%、住民税5%) 申告分離課税(確定申告不要制度の対象のため、損益通算等をしないのであれば確定申告不要)
	「源泉徴収あり」の特定口座をご利用の場合の源泉徴収税率	<b>20.315%</b> (所得税15.315%、住民税5%) 確定申告不要(必要に応じて確定申告も可)

### 「損益通算の対象」と「3年間の損失繰越し制度」

- 特定公社債等および公募株式投資信託の譲渡益は譲渡所得となっており、他の譲渡損と損益通算が可能です。また、特定公社債等の利子等および国内公募株式投資信託の普通分配金は、譲渡損との損益通算(※1)も可能です。
- 確定申告を行うことにより一般口座での譲渡損益や他の金融機関の特定口座等との間で損益通算や3年間の損失繰越し(※2)ができます。(確定申告を行わないと3年間の損失繰越しは受けられません。)

#### 〈損益通算の対象〉

損失	利益	譲渡益	分配金(普通分配金)、利子等
譲渡損		○(損益通算可能)	○(損益通算可能)

(※1)「損益通算」とは、年内の株式・投資信託・特定公社債等売買益(譲渡益)、配当等を他の株式・投資信託・特定公社債等売買損(譲渡損)と通算し、課税所得の減算により税額を減らすことのできる制度です。

(注)損益通算を行う場合の分配金、利子等は、申告分離課税の選択(確定申告)が必要です。ただし、「源泉徴収あり」の特定口座により分配金、利子等を受け入れておられるお客さまは自動的に損益通算されますので確定申告は原則不要です。

(※2)「3年間の損失繰越し」とは、株式・投資信託・特定公社債等の譲渡損のうち、その年に控除しきれない金額については翌年以後3年間にわたり、株式・投資信託・特定公社債等の譲渡益、配当等から繰越控除することができる制度で、この制度を受けるには確定申告が必要です。「源泉徴収あり」の特定口座をご利用の場合でも3年間の損失繰越し制度を受けるには確定申告が必要です。

### 特定口座年間取引報告書、支払調書について

- 特定口座について「特定口座年間取引報告書」が税務署に提出されます。
- 分配金、利子の支払調書は受取金額にかかわらず税務署へ提出されます。(ただし、「源泉徴収あり」の口座に受け入れた分配金、利子は年間取引報告書に記載され、支払調書は提出されません。)

「特定口座年間取引報告書」	源泉徴収ありの口座	譲渡代金分	提出されます	
		分配金、利子の支払分	分配金、利子の額が年間取引報告書に記載されます	
源泉徴収なしの口座		提出されます		
分配金、利子の「支払調書」		支払金額にかかわらず提出されます (ただし、「源泉徴収あり」の口座に受け入れた分配金、利子) については提出されません(年間取引報告書に記載)		
一般口座の譲渡代金の「支払調書」		提出されます		

## 特定口座のご留意事項

- 特定口座の開設は、1金融機関に1口座のみとなります。当金庫すでに特定口座をご開設済の場合はお申し込みになれませんのでご注意ください。
- 特定口座の開設は、個人のお客様でかつ国内に居住されている方のみとなります。
- 特定口座の開設は、債券取引口座を開設されているお取引店のみでの受付となります。
- 特定口座での所得金額の計算の基準日は受渡日となります(お申込日ではありません。)。  
したがって、特定口座の損益計算の対象となるお取引は、年初第1営業日から年末の最終営業日が受渡日となるお取引までとなります。
- 特定口座を開設いただく前に行われた利子の支払、または換金取引につきましては、特定口座内での所得金額の計算の対象とすることはできません。
- 特定口座開設後の特定公社債のご購入は、原則として特定口座を通じて行います。
- 特定口座に預け入れできるのは、特定公社債です。(当金庫では公募株式投資信託、公募公社債投資信託、上場株式等はお取扱いしておりません。)
- 特定口座では、換金・償還損益による譲渡損益が計算されます。また、「源泉徴収あり」の特定口座では特定公社債の利子の所得金額も計算されます。
- 源泉徴収ありの口座でも、他の口座の上場株式等の譲渡損益の金額や配当等の金額と損益の通算をする場合や、譲渡損失の繰越控除の適用を受ける場合には、確定申告が必要です。
- 確定申告をされた場合は、配偶者控除、扶養控除等の適用に影響を与える場合があります。
- 国民健康保険の保険料は自治体によって計算方法が異なるため、確定申告することで保険料が変わることもあります。詳しくはお住まいの市区町村までお問い合わせください。

重要

### 平成28年1月1日より前に保有している特定公社債について

当金庫でご購入後、継続して保有されている特定公社債については、平成28年1月1日に当金庫に開設している特定口座に受け入れさせていただきます。ただし、平成28年1月1日までに、特定口座を開設されていない場合、原則として受け入れができなくなります。

まだ、当金庫で特定口座を開設されていないお客さまは平成27年12月末までに特定口座の手続きをお願いします。

〈ご注意〉

- ※当資料は平成27年9月時点で公表されている情報や税法等に基づいて作成しており、その正確性、完全性を保証するものではなく、今後税制改正等に伴い内容が変更となる場合がございます。
- また、当資料は当金庫が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ※税制の詳細については、国税庁、税務署、税理士等の専門家へご相談ください。